

平生町部活動指導員に関する要綱

平成31年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、平生町立中学校（以下「中学校」という。）におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。以下「部活動」という。）に係る指導体制の充実を図り、もって生徒の心身の健全な発達と教員の負担軽減を図るため、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第78条の2に規定する部活動指導員に関して、平生町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年平生町条例第29号）、平生町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和元年平生町規則第13号。以下「給与規則」という。）及び平生町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年平生町規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（身分）

第2条 部活動指導員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号の規定により採用された一般職のパートタイム会計年度任用職員とする。

（任用）

第3条 部活動指導員は、指導する部活動に係る専門的な知識及び技能並びに学校教育に関する理解及び識見を有する者の中から、部活動指導員の任用を希望する中学校の校長（以下「校長」という。）の推薦を受けて、平生町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任用する。

2 部活動指導員の任用期間は、任用した日から任用した日の属する年度の末日までの1会計年度内とする。

3 校長は、部活動指導員を必要とするときは、部活動指導員配置申請書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

4 教育委員会は、前項の申請があったときは、部活動指導員の配置の可否を決定し、部活動指導員配置決定通知書（様式第2号）により、中学校に通知するものとする。

5 部活動指導員の配置決定を受けた校長は、部活動指導方針（様式第3号）及び部活動指導員承諾書（様式第4号）を教育委員会に提出するものとする。

（職務）

第4条 部活動指導員は、中学校の部活動の指導方針及び指導計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動において、校長の指導・監督を受け、技術的な指導等に従事する。

2 部活動指導員は、校長の監督を受けて、次に掲げる職務を行うことができる。この場合において、当該職務を教諭等が行うことを妨げない。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- (4) 用具・施設の点検・管理

- (5) 部活動の管理運営（会計管理等）
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間、月間指導計画の作成
- (8) 生徒指導に係る対応
- (9) 事故が発生した場合の現場対応
- (10) その他部活動の運営に関し必要な事項

3 校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。また、教諭等の顧問を置かず部活動指導員のみを顧問とする場合は、当該部活動を担当する教諭等を指定し、連絡調整や支援に当たらせるものとする。

4 当該部活動の顧問又は前項に規定する部活動を担当する教諭等は、部活動指導員と指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報共有を行うなど、連携を十分図るものとする。

（勤務日及び勤務時間）

第5条 部活動指導員の指導時間数は、1か月あたり20時間程度の勤務とし、年間240時間以内とする。

2 部活動指導員の勤務日及び勤務時間の割り振りは、校長が行う。

（勤務実績の報告）

第6条 部活動指導員は、毎月の勤務終了後、直ちに部活動指導員活動報告書（様式第5号）を校長に提出するものとする。

2 校長は、前項の報告書を受けた後、当該活動月の月末までに教育委員会に提出しなければならない。

（報酬）

第7条 部活動指導員の報酬及び支払方法は、給与規則の例による。

（公務災害の補償）

第8条 部活動指導員の公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づき補償する。

（服務）

第9条 部活動指導員は、その職務の遂行に当たっては、法令等を遵守し、校長の監督を受け、及びその職務上の命令に従わなければならない。

2 部活動指導員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 部活動指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（研修）

第10条 部活動指導員は、その職務を行う上で必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

2 教育委員会及び校長は、部活動指導員に部活動の教育的意義又は服務について、必要に応じて情報提供するものとする。

（分限）

第11条 教育委員会は、部活動指導員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、これを免職することができる。

- （1） 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- （2） 第9条に規定する服務に違反したとき。
- （3） 前2号のほか、職に必要な適性を欠くとき。

（適切な練習時間や休養日の設定）

第12条 山口県教育委員会が示した「休養日等の設定基準」を踏まえ、練習時間や休養日を適切に設定するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、部活動指導員に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 部活動指導員の任用に関し必要な行為は、この要綱施行前においても、第3条の規定の例により行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

平生町教育委員会 様

平生町立平生中学校長

部活動指導員配置申請書

年度において、部活動の円滑な運営を図るため、本校への部活動指導員の配置を申請します。

部活動名

※添付書類 別紙「部活動指導員推薦書」

別紙

部活動指導員推薦書

指導できる部活動名	ふりがな 氏名 (男・女)
勤務先(学生の場合は学校名)	生年月日 年 月 日生 (満 歳)
電話番号 (自宅)	(緊急連絡先)
現住所	
指導を行う種目等の主な経歴	
平生町教育委員会 様 以上のとおり、部活動の安全かつ充実した活動を図るため、本人の同意の上、部活動指導員に推薦いたします。 年 月 日 平生町立平生中学校 校長	

※ 本個人情報、原則として第三者には開示しませんが、法令に基づく開示義務を負う場合や、緊急の必要があり、かつ個人の承諾を得ることができない場合には、例外的に開示することがありますので、あらかじめご了承ください。

第 号
年 月 日

平生町立平生中学校長 様

平生町教育委員会
教育長

部活動指導員配置決定通知書

年 月 日付第 号にて申請のあったことについて、次のとおり決定したので通知
します。

指導員を配置する

1 部活動名

2 指導員名

指導員を配置しない

年度 部活動指導方針

平生町立平生中学校

校長

部 活 動

部

部活動指導員

担当教員

指導方針

年間計画

月	大会名(中体連主催は※印)	学校行事	その他の活動(練習試合・合宿など)
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

部活動指導員承諾書

私は、平生町部活動指導員に関する要綱の規定、平生町会計年度任用職員に関する規定及び部活動指導員制度の趣旨を理解した上で、平生町部活動指導員となることを承諾します。

派遣学校名 平生町立平生中学校

派遣部名 部

年 月 日

平生町教育委員会 様

平生町立平生中学校長 様

部活動指導員

住所

氏名

様式第5号(第6条関係)

年

部活動指導員月間計画及び活動報告書

所属	平生中学校	担当部活動	
職名	部活動指導員	氏名	

日	曜日	予定			実績			通勤の有無
		始期	終期	時間	始期	終期	時間	
1		～			～			無 <input type="checkbox"/>
2		～			～			無 <input type="checkbox"/>
3		～			～			無 <input type="checkbox"/>
4		～			～			無 <input type="checkbox"/>
5		～			～			無 <input type="checkbox"/>
6		～			～			無 <input type="checkbox"/>
7		～			～			無 <input type="checkbox"/>
8		～			～			無 <input type="checkbox"/>
9		～			～			無 <input type="checkbox"/>
10		～			～			無 <input type="checkbox"/>
11		～			～			無 <input type="checkbox"/>
12		～			～			無 <input type="checkbox"/>
13		～			～			無 <input type="checkbox"/>
14		～			～			無 <input type="checkbox"/>
15		～			～			無 <input type="checkbox"/>
16		～			～			無 <input type="checkbox"/>
17		～			～			無 <input type="checkbox"/>
18		～			～			無 <input type="checkbox"/>
19		～			～			無 <input type="checkbox"/>
20		～			～			無 <input type="checkbox"/>
21		～			～			無 <input type="checkbox"/>
22		～			～			無 <input type="checkbox"/>
23		～			～			無 <input type="checkbox"/>
24		～			～			無 <input type="checkbox"/>
25		～			～			無 <input type="checkbox"/>
26		～			～			無 <input type="checkbox"/>
27		～			～			無 <input type="checkbox"/>
28		～			～			無 <input type="checkbox"/>
29		～			～			無 <input type="checkbox"/>
30		～			～			無 <input type="checkbox"/>
31		～			～			無 <input type="checkbox"/>
時間計								無しの場合、 <input checked="" type="checkbox"/>
出勤日計		0			0			